

# 平成29年度犬の登録及び狂犬病予防集合注射実施について（口和支所 地域振興室）

注意事項 ◎平成7年度以降に犬の登録をされた方は犬の登録をする必要はありません。

◎狂犬病予防注射は毎年1回受けることが狂犬病予防法により義務付けられています。

◎平成7年度以降に犬の登録をされている家庭には、後日、案内文書を送付しますので、  
必要事項をご記入のうえ、当日は忘れることのないようご持参ください。

◎会場及び散歩での糞の始末は飼い主が責任をもって行ってください。

◎犬を制御できる方が連れて来てください。

◎指定の時間に遅れないようにしてください。

◎当日都合がつかない方は口和支所 地域振興室（87-2113）まで電話してください。

◎健康上問題のある犬については、当日必ず申し出てください。

◎新規に登録をされる場合は、当日、次のことをお知らせください。

【登録者の住所・氏名・電話番号・犬の名前・生年月日・毛色・性別・種類・避妊手術の有無・他の予防注射の有無】

\*（対象の犬）接種当日現在で生後91日以上の子犬

\*（料 金）●平成29年度に初めて登録する犬（平成7年度以降に登録していない犬）

登録料 3,000円 注射料 2,500円 注射済票 550円 合計 6,050円

●平成7年度以降に登録を済ませている犬（狂犬病予防注射のみ）

注射料 2,500円 注射済票 550円 合計 3,050円

●動物病院で注射のみ受けた犬（犬の登録のみ） ※証明書をご持参下さい

登録料 3,000円 注射済票 550円 合計 3,550円

●その他 ※前もって、口和支所 地域振興室へお申し出ください

犬の鑑札再交付手数料 1,600円 合計 1,600円

実施日

4月24日（月）

実施日

4月25日（火）

時 間	場 所	時 間	場 所
9:00 ~ 9:10	出雲石集会所前	9:00 ~ 9:10	旧 口北郵便局前
9:15 ~ 9:25	元恒集会所前	9:15 ~ 9:20	河野 俊朗 様宅横駐車場
9:30 ~ 9:40	老人福祉センター前	9:25 ~ 9:30	前濱 千代 様宅
9:45 ~ 9:50	田畠建設有限会社駐車場	9:35 ~ 9:45	西村 公夫 様宅横
10:00 ~ 10:05	片山 正 様宅前	9:50 ~ 10:00	桑垣内集会所前
10:10 ~ 10:15	石田 定生 様宅前三叉路	10:05 ~ 10:10	紙谷大規模林道入口
10:20 ~ 10:35	金田集会所(金田公民館)	10:15 ~ 10:20	松島 勝美 様宅前
10:40 ~ 10:50	旧 石谷集会所した三叉路	10:25 ~ 10:35	向住集会所横広場
10:55 ~ 11:00	渋川 博美 様宅	10:40 ~ 10:50	市役所(口和支所) 駐車場
11:10 ~ 11:20	大谷 邦男 様宅した三叉路	10:55 ~ 11:05	皆原集会所前
11:25 ~ 11:30	伊達 佐多子 様宅	11:10 ~ 11:20	兵間 憲幸 様宅前
昼		11:25 ~ 11:30	大月集会所(教育会館) 前
13:10 ~ 13:15	ふれあい農産加工センター前	昼	
13:20 ~ 13:25	矢渕集会所前	13:05 ~ 13:10	前田 憲二 様宅入口
13:30 ~ 13:40	湯木ふれあいプラザ駐車場	13:15 ~ 13:20	守谷 博司 様宅
13:45 ~ 13:55	一日市集会所前	13:25 ~ 13:30	竹中 一司 様宅前
14:00 ~ 14:15	福元 紀生 様宅前	13:35 ~ 13:45	槇原橋かみ県道端
14:20 ~ 14:30	岩根三叉路	13:50 ~ 13:55	竹地谷小学校入口
		14:05 ~ 14:10	柄松入口三叉路
		14:15 ~ 14:20	錦織 富美登 様宅

◎狂犬病予防注射は、集合注射会場だけでなく、開業獣医師（動物病院等）でも受ける事が出来ます。

★ 参考 集合注射をお願いしている庄原市内の開業獣医師

庄原市木戸町1016	安藤 明江	TEL 74-1345
庄原市板橋町484-13	岡 勝人	TEL 72-3674
庄原市是松町488	桂 明宏	TEL 73-0018
庄原市中本町一丁目3-4	竹信 幹徳	TEL 72-0545
庄原市一木町467	蓑原 美也子	TEL 72-4635

動物は、家族同様の愛情と責任をもって終生飼いましょう。

- ① 繁殖を希望しない時は、去勢・不妊手術をしましょう。
- ② 犬は、鎖などにつないで飼いましょう。
- ③ 散歩をする時は、リード（綱など）を付け、フンの後始末は飼い主が責任を持って行いましょう。
- ④ 犬の鑑札や狂犬病予防注射済票は、常にペットの首輪に付けておきましょう。
- ⑤ 犬を新しく飼い始める時は、登録手続きをしてください。
- ⑥ 集合注射が受けられない時は、動物病院にて受診後、注射済証明書を受け取り、口和支所産業建設室で狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。
- ⑦ 飼われていた犬が死亡した時は、口和支所 地域振興室へ死亡届を提出してください。